

東京電力リニューアブルパワー株式会社「(仮称)千葉県九十九里沖洋上風力  
発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和6年3月11日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)千葉県九十九里沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」について、東京電力リニューアブルパワー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 千葉県九十九里(九十九里町、山武市及び横芝光町)の沖合
- ・原動力の種類 : 風力(洋上)
- ・出 力 : 465,000kW 程度

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和5年12月19日
環境大臣意見受理	令和6年 3月 4日
経済産業大臣意見	令和6年 3月11日

問合せ先: 電力安全課 一ノ宮、森江  
電話03-3501-1742(直通)

東京電力リニューアブルパワー株式会社「（仮称）千葉県九十九里沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

（1）対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の度を整理し、事業計画等に反映させること。

（2）最新の知見の反映

本事業の調査、予測及び評価については、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等からの助言を踏まえ、適切に実施すること。

（3）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

（4）関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

（1）鳥類に対する影響

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月環境省）に基づき絶滅危惧 I A 類に分類されているウミスズメ等が生息している可能性があるほか、想定区域及びその周辺は鳥類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、

風力発電設備への衝突、移動の阻害等によるこれら鳥類への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

## (2) 海生生物及び藻場に対する影響

想定区域には岩場が存在するとされており、当該岩場に岩礁性の海藻が生育している可能性や、想定区域及びその周辺に藻場が分布している可能性があることから、本事業の実施により海生生物や藻場への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、藻場が存在する区域を明らかにした上で、藻場の改変を回避又は極力低減すること。また、工事中における水の濁り等による海生生物や藻場への影響について、専門家等からの助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。さらに、工事中における水の濁り等により、海生生物の生息・生育環境や藻場への影響が懸念される場合には、環境保全措置を講ずることにより、海生生物や藻場への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。